

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

（当日の翌日に、
お休みは、
おとぎの

目 次

◇規 則 鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則（経営指導課）

◇告 示 農業近代化資金の利子補給率の一部改正（シ）

農業近代化推進資金の利子補給率等の一部改正（シ）

中山間地域活性化資金の利子補給率等の一部改正（シ）

漁業近代化資金の利子補給率の一部改正（水産課）

漁業経営維持安定資金の利子補給率等の一部改正（シ）

漁業経営安定資金の利子補給率等の一部改正（シ）

公布された規則のあらまし

◇鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

一 県が上乗せして利子補給を行う農業近代化資金に次の資金を加えることとした。

1 転作を推進する団体に対して貸し付ける当該転作に必要な資金

規 則

- 2 農機具等を共同利用する団体に対して貸し付ける当該共同利用に必要な資金
 - 3 農業を営む者で転作を行うものに対して貸し付ける地域農業総合整備計画に即して行われる事業に必要な資金
 - 4 転作を推進する団体に対して貸し付ける地域農業総合整備計画に即して行われる事業に必要な資金
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十八号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年二月鳥取県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「第五号」を「第四号」に改め、同項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 融資機関が、農業を営む者で転作を行うものに対し、別表第五号に掲げる資金のうち当該転作に必要な資金を貸し付ける場合において、当該貸付けに係る住所地市町村が当該融資機関に対し当該貸付けに係る農業近代化資金の利子補給金を知事が

別に定める割合で交付する場合

六 融資機関が、転作を計画的集团的に推進するため当該転作に係る作物の生産、集荷及び出荷又は処理加工に必要な事業を行う農業協同組合、農事組合法人その他知事が定める団体（以下「転作を推進する団体」という。）に対し、別表第一号、第二号又は第四号に掲げる資金のうち当該事業に必要な資金を貸し付ける場合において、当該貸付けに係る事業地市町村が当該融資機関に対し当該貸付けに係る農業近代化資金の利子補給金を知事が別に定める割合で交付する場合

第二条第二項に次の一号を加える。

十 融資機関が、農機具等を共同利用することにより農業の生産に係る経費の低減を図ろうとする農業協同組合、農事組合法人その他知事が定める団体に対し、別表第一号又は第二号に掲げる資金のうち当該共同利用に必要な資金を貸し付ける場合において、当該貸付けに係る事業地市町村が当該融資機関に対し当該貸付けに係る農業近代化資金の利子補給金を知事が別に定める割合で交付する場合

附則第三項中「受けたもの」の下に「（以下「地域農業総合整備計画」という。）を加え、附則に次の一項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の利子補給率は、同項の規定により知事が別に定める率に、当該各号ごとに知事が別に定める率を加えて得た率とする。

一 融資機関が、農業を営む者で転作を行うものに対し、地域農業総合整備計画（水田の利用の増進と水田農業確立の方向に即した農産物の生産の合理化を一体として推進するために作成された計画に限る。以下同じ。）に即して行われる事業に必要な資金であつて、別表第一号から第四号まで又は第七号に掲げる資金を貸し付ける場合において、当該貸付けに係る住所地市町村が当該融資機関に対し当該貸付けに係る農業近代化資金の利子補給金を知事が別に定める割合で交付する場合

二 融資機関が、転作を推進する団体に対し、地域農業総合整備計画に即して行われる事業に必要な資金であつて、別表第一号、第二号又は第四号に掲げる資金を貸し付ける場合において、当該貸付けに係る事業地市町村が当該融資機関に対し当該貸付けに係る農業近代化資金の利子補給金を知事が別に定める割合で交付する場合

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百九十号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十七号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正し、平成八年四月十九日から施行する。

平成八年四月十九日前に、鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年二月鳥取県規則第二号）第三条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成八年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

「附則第三項」の下に「及び第四項」を加え、一の表の(一)の項から(四)までの項中「年

一・七パーセント」を「年一・七五パーセント」に、「年〇・五五パーセント」を「年

〇・六パーセント」に改め、同表の(五)の項中 「年一・七パーセント」

「年〇・六パーセント」を「年一・八五パーセント」

「年〇・八パーセント」に改め、同表の(六)の項中「年〇・五五パーセント」を「年〇・

六パーセント」に改め、同表の(七)の項中「年一・七パーセント」を「年一・七五パーセ

ント」に、「年〇・五五パーセント」を「年〇・六パーセント」に改め、二の表を次のとおり改める。

利子補給を上乗せする場合	利 子 補 給 率
(一) 第一号に掲げる場合	県が上乗せする率 年〇・二七五パーセント 市町村が上乗せする率 年〇・二七五パーセント
(二) 第二号に掲げる場合	年〇・三三三パーセント 年〇・二二五パーセント
(三) 第三号に掲げる場合	年〇・五五五パーセント 年〇・五五五パーセント
(四) 第四号に掲げる場合	年〇・二七五パーセント 年〇・二七五パーセント
(五) 第五号に掲げる場合	年〇・二二五パーセント 年〇・二二五パーセント
(六) 第六号に掲げる場合	年〇・〇七五パーセント 年〇・〇七五パーセント
(七) 第七号に掲げる場合	年〇・二七五パーセント 年〇・二七五パーセント
(八) 第八号に掲げる場合	年〇・二七五パーセント 年〇・二七五パーセント
(九) 第九号に掲げる場合	年〇・二七五パーセント 年〇・二七五パーセント
(十) 第十号に掲げる場合	年〇・〇七五パーセント 年〇・〇七五パーセント

三の表の(一)の項から(四)までの項中
 年一・七五パーセント 年一・七五パーセント 年一・七五パーセント 年一・七五パーセント

〇・六パーセント を 年一・八五パーセント 年一・七五パーセント 年〇・七

パーセント に、同表の(五)の項中「年一・七五パーセント」を「年一・七五パーセント」

に、「年〇・六パーセント」を「年〇・七パーセント」に改め、同表の(六)の項中「年

一・七パーセント」を「年一・七パーセント」を「年一・八五パー

セント」年一・七五パーセント 年〇・七パーセント に改め、四として次のように

加える。

四 規則附則第四項の利子補給率

利子補給を上乗せする場合	利 子 補 給 率
(一) 第一号に掲げる場合	県が上乗せする率 年〇・二二五パーセント 市町村が上乗せする率 年〇・二二五パーセント
(二) 第二号に掲げる場合	年〇・〇二五パーセント 年〇・〇二五パーセント

鳥取県告示第二百九十一号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十八号（農業近代化推進資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正し、平成八年四月十九日から施行する。

平成八年四月十九日前に、鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号）第四条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

平成八年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表中「年三・〇パーセント」を「年三・二パーセント」に、「年〇・八五パーセント」を「年〇・八七五パーセント」に改める。

鳥取県告示第二百九十二号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十九号（中山間地域活性化資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正し、平成八年四月十九日から施行する。

平成八年四月十九日前に、鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則（平成二年十二月鳥取県規則第五十八号）第五条の規定による利子補給契約に基づく利子補給についての知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

平成八年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表の一の項中「年三・四パーセント」を「年三・六五パーセント」に、「年〇・二パー

セント」を「年〇・二五パーセント」に改め、同表の二の項中「年三・〇パーセント」を「年三・二パーセント」に、「年一・七五パーセント」を「年一・七五パーセント」に、「年〇・六パーセント」を「年〇・七パーセント」に、「年三・一五パーセント」を「年三・四パーセント」に、「年〇・四五パーセント」を「年〇・五パーセント」に改め、同表の三の項を次のように改める。

三 生活 環境施 設整備 資金	1 農業協同組合 等以外の者に貸 し付ける場合	年三・一パーセント以内	年一・八五パーセント
	2 農業協同組合 等に貸し付ける 場合	年三・二パーセント以内	年一・七五パーセント

年〇・八パーセント
年〇・七パーセント

表の備考を次のように改める。

備考

1 この表において「大企業」とは、資本金の額又は出資の総額が一億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする場合にあつては一千万円、卸売業を主たる事業とする場合にあつては三千万円）を超え、かつ、その常時使用する従業員の数が三百人（小売業又はサービス業を主たる事業とする場合にあつては五十人、卸売業を主たる事業とする場合にあつては百人）を超える会社をいう。

2 この表において「農業協同組合等」とは、農業協同組合その他の農林漁業者の組

織する団体又は農林漁業者、その組織する団体若しくは地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となり、若しくは基本財産の過半を拠出している団体をいう。

鳥取県告示第二百九十三号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正し、平成八年四月十九日から施行する。

平成八年四月十九日前に、鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（昭和四十四年十月鳥取県規則第六十一号）第三条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成八年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表の一の項中「年二・一五パーセント」を「年二・三〇パーセント」に、「年一・九五パーセント」を「年二・一〇パーセント」に改め、同表の二の項中「年一・七パーセント」を「年一・七五パーセント」に、「年一・五パーセント」を「年一・五五パーセント」に改め、同表の三の項中「年一・七パーセント」を「年一・六五パーセント」に、「年一・五パーセント」を「年一・四五パーセント」に改め、同表の四の項から九の項までの規定中「年一・七パーセント」を「年一・七五パーセント」に、「年一・五パーセント」を「年一・五五パーセント」に、「年〇・五五パーセント」を「年〇・六パーセント」に改める。

鳥取県告示第二百九十四号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十一号（漁業経営維持安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正し、平成八年四月十九日から施行する。

平成八年四月十九日前に、鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則（昭和五十一年

十一月鳥取県規則第六十九号) 第五条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成八年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表中「年三・〇パーセント」を「年三・一パーセント」に、「年一・七パーセント」を「年一・八五パーセント」に改める。

鳥取県告示第二百九十五号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十二号(漁業経営安定資金の利子補給率等について)の一部を次のように改正し、平成八年四月十九日から施行する。

平成八年四月十九日前に、鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則(昭和五十六年六月鳥取県規則第五十号)第三条第一項の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成八年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一の表中「年三・五パーセント」を「年三・七パーセント」に、「年一・二パーセント」を「年一・二五パーセント」に改め、二の表中「年一・七パーセント」を「年一・九五パーセント」に改める。